

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	収納管理及び滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は、地方税並びに国民健康保険税の収納管理及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮崎県三股町

## 公表日

平成29年2月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	収納管理及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の法律及び関係条例等の規定により、個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の収納情報の管理、消込み、還付、滞納した者の滞納整理事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納、還付、充当等に関する事務 ②収滞納状況の照会 ③滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ④督促状、催告等の送付事務 ⑤口座情報の管理、異動、照会 ⑥納付書再発行事務 ⑦公示送達事務 ⑧滞納整理に関する事務
③システムの名称	1. 収納管理システム 2. 滞納整理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル
-------------

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法) 番号法第9条第1項及び同法別表第1の第16項及び第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(別表第1省令) 別表第1省令第16条及び第24条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報照会 1 番号法第19条第7号及び同法別表第2の第27項 2 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第2省令) 別表第2省令第20条  情報提供 なし

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務財政課
②所属長	税務財政課長 鍋倉 祐三

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	三股町 税務財政課 特別収納対策係 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9634 三股町 税務財政課 納税管理係 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	三股町 税務財政課 特別収納対策係 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9634 三股町 税務財政課 納税管理係 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

